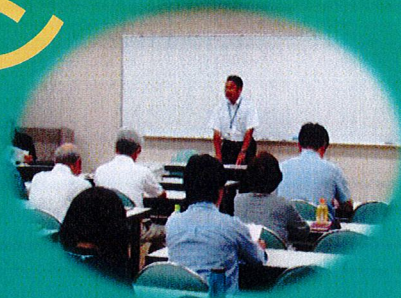


市民後見人養成講座 オリエンテーション 参加者募集



福島市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう成年後見制度の利用を促進することを目的として、身近な市民の立場を生かした社会貢献型の成年後見活動で、認知症等により判断能力が十分でない方の生活を支えていく「市民後見人」を養成しています。

令和2年8月、3年ぶりに新規受講生を募集し養成講座を開講するにあたり、どなたでも参加可能なオリエンテーション（事前説明会）を7月に開催します。ぜひご参加ください。

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民で、第三者後見人の立場で支援を行う権利擁護の担い手です。

福島市の市民後見人は、福島市権利擁護センターによる養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした社会貢献型の後見活動を行います。

日時

令和2年

7/4（土）

午前10時00分～11時30分

定員

40名

（申込先着順）

会場

福島市市民会館 2階 第2ホール

住所／福島市霞町1番52号

対象

7/4のオリエンテーションにはどなたでもご参加いただけます。

※養成講座を受講する場合の要件は、下記講座概要を参照してください。

内容

- ・市民後見人の役割の説明
- ・市民後見人活動の紹介
- ・講座概要の説明

参加費

無料

※講座受講時に使用テキスト代のみ自己負担が発生します。

講座概要

【開講期間】 令和2年8月～令和3年12月（土曜日開催）

【カリキュラム】 基礎研修（全6日）、実践研修（全7日）

【受講要件】 ①福島市在住または在勤、②概ね65歳以下、③無報酬の後見活動が可能、④講座全日程に参加可能、以上全ての要件を満たすこと。

※日程の詳細は、オリエンテーションでお知らせします。

養成講座の受講には、オリエンテーションの参加が必須となります。

申込方法

6/30（火）午後5時まで、裏面申込書により下記申込先へ電話または郵送・FAXでお申込みください。

福島市権利擁護センター 〒960-8002 福島市森合町10-1 保健福祉センター2階

TEL 024-533-3341 FAX 024-533-8879 （担当:本田）

福島市権利擁護センターは福島市社会福祉協議会が福島市から委託を受けて運営しています。

市民後見人養成講座とバンク登録への流れ

オリエンテーション

令和2年7月4日（土）開催

基礎研修

6日間・25時間

令和2年8月～令和3年2月（予定）

- ・成年後見制度の基礎
- ・民法の基礎
- ・市民後見概論
- ・関係制度、法律
- ・対象者の理解
- ・市民後見活動の実際

実践研修

7日間・29時間

令和3年6月～12月（予定）

- ・成年後見の実務
- ・体験実習
- ・対人援助の基礎
- ・グループワーク
- ・家庭裁判所の役割
- ・レポート作成

講座修了

（バンク登録申請者のみ書類審査・面接）

市民後見人バンク登録（後見人就任を保証するものではありません。）

市民後見人養成講座オリエンテーション（7/4） 参加申込書

郵送先 ➡ 〒960-8002 福島市森合町10-1 福島市権利擁護センター

電話 ➡ 024-533-3341（担当：本田）

FAX ➡ 024-533-8879（福島市権利擁護センターあて）

※申込受付後、「受付票」や「受講票」等は送付しません。当日、直接会場にお越しください。定員を超えた場合のみご連絡します。

フリガナ 氏名		性別	男・女	生年月日	昭和 平成 (歳)	年 月 日 令和2年4月1日現在
住所	〒					
電話		FAX				

※ご記入いただいた個人情報は福島市市民後見人養成事業の運営・管理にのみ利用させていただきます。